

豊見城市測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格 審査願(定期受付)の提出要領【令和7・8年度】

令和7・8年度において、豊見城市が発注する測量及び建設コンサルタント等業務の入札に参加を希望される方は、以下の要領に基づき申請書を提出して下さい。

1 データ入力について

資格審査願の提出については申請書類の郵送及びデータ申請の両方が必要となります。データ申請については下記の手順に従って行ってください。

なお、申請書類の到着次第データを確認しますので郵送はデータ申請後となるようお願いいたします。

<https://logoform.jp/form/MfJx/830670>

(2) Web ページにて各項目に入力を行う。

Q1. 所在区分をご選択ください* 【本社】豊見城市内に本社を有する事業者 【営業所】 本社は市外、沖縄県外にあるが、豊見城市内に営業所又は支店を置いている事業者 【市外】 沖縄県内(豊見城市以外)に本社を有する事業者 【県外(営)】 本社は沖縄県外にあるが、沖縄県内に営業所又は支店を置いている事業者 【県外】 本社は沖縄県外であり、営業所又は支店を沖縄県内に置いていない事業者*	項目ID: 1
Q2. 登録番号をご入力ください 現在登録がある場合のみ、ご入力ください	項目ID: 2
Q3. 商号又は会社名をご入力ください* (有) (株) 等の () やカタカナは全角、数字やアルファベットは半角でご入力ください* 例) (株) ○○設計	項目ID: 4
Q4. 商号又は会社名(フリガナ)をご入力ください* 全角カタカナでご入力ください。(株) や (有) のフリガナは必要ありません。* 例) トミダス株式会社	項目ID: 5
Q5. 法人格をご選択ください* ☐ 法人 ☐ 個人	項目ID: 3

(3) 入力後、データの送信を行い確認のメールを受信したらデータ申請が完了。

※本メールは、フォームご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

ご入力ありがとうございました。

フォーム名:
測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請

受付番号:
BQ00000183

以下、入力内容です。

▼ Q1. 所在区分をご選択ください
【本社】豊見城市内に本社を有する事業者 【営業所】 本社は市外、沖縄県外にあるが、豊見城市内に営業所又は支店を置いている事業者 【市外】 沖縄県内(豊見城市以外)に本社を有する事業者 沖縄県外であり、営業所又は支店を沖縄県内に置いていない事業者: 本社

▼ Q2. 登録番号をご入力ください
現在登録がある場合のみ、ご入力ください: 10

▼ Q3. 法人格をご選択ください
法人

▼ Q4. 商号又は会社名をご入力ください
(有) (株) 等の () やカタカナは全角、数字やアルファベットは半角でご入力ください: 豊見城市

2 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加者資格申請要件

(※基準日は申請の日とする)

次の(1)から(11)の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定されている事項に該当しない者。
- (2) 次のアからキまでに該当する事実があった者は、その事実があった後1年を経過していること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ 上記アからカに該当する事実があった後1年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 営業開始後1年を経過していること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 納付すべき国税、沖縄県税、豊見城市税に未納がないこと。
- (6) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。(個人事業者で従業員が4人以下のため適用事業所に該当しない場合を除く。)
- (7) 雇用保険に加入していること。(従業員を一人も雇用していないため適用が除外されている場合を除く。)
- (8) 測量業務を希望する者は、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による登録を受けていること。
- (9) 建築関係コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定による登録を受けていること。
- (10) 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条の規定による登録を受けていること。
- (11) 豊見城市暴力団排除条例(平成23年9月28日条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 所在区分について

所在区分については下記のとおりといたします。ご確認ください。

本社・・・豊見城市内に本社を有する事業者。

営業所・・・本社は市外、沖縄県外にあるが、豊見城市内に営業所又は支店を置いている事業者。

市外・・・沖縄県内(豊見城市以外)に本社を有する事業者。

県外(営)・・・本社は沖縄県外にあるが、沖縄県内(豊見城市以外)に営業所又は支店を置いている事業者。

県外・・・本社は沖縄県外であり、営業所又は支店を沖縄県内に置いていない事業者。

※個人事業者の本社(本店)確認及び**県内の営業所又は支店の基準**は次のとおりです。

- ア 契約、見積、入札等に関する事務を実質的に行っている事業所であること。
 - イ 商号又は名称を表示した看板等が設置され、専用電話等、机等の什器備品、帳簿等を備えた事務所であること。
 - ウ 問い合わせについて、対応できる従業員が常勤していること。
 - エ 居住部分とは明確に区分された事務所であること。
- ※法人の本社(本店)確認は個人事業者の基準に次の基準を加えます。
- ア 登記上の事業所であること。
 - イ 転送電話等のみでは事務所とみなさない。

4 留意事項

入札参加資格審査申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わないこと、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査願及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
- (2) 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
- (3) 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- (4) 資格登録後、必要とする書類の請求に応じないとき。

5 申請の方法

- (1) 受付期間

令和7年1月14日(火)から令和7年2月14日(金)まで
(令和7年2月14日消印有効)

- (2) 受付方法

原則として「**郵送**」のみ

※郵送物の未到着等のトラブル防止のため、配送の記録が追跡できる方法で郵送してください(書留類・レターパック・宅配便等)。**申請書類等の到着確認等の問合せについては対応できません。**また、未到着等のトラブルにつきましては、当市において一切責任を負いません。ご了承ください。

- (3) 送付先・問い合わせ先

〒901-0292

沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 都市計画部 都市計画課 検査班

電話番号：098-850-0153(入札参加資格審査受付専用ダイヤル)

- (4) 提出書類

申請書類は、別表「提出書類一覧表」を用いて、記入漏れ及び添付書類の不足等がないよう十分に確認の上、提出してください。(※書類を確認後、書類不足・不備等があった場合は、都市計画課よりご連絡差し上げます。不備の書類については、訂正後の書類を再提出していただきます。)

6 申請書類作成の際の注意事項

- ・申請書類の日付を記入する箇所は、申請日の日付をご記入ください。
- ・申請書類を手書きで作成する場合は、黒のボールペン(社名等はゴム印可)で記入し、

修正可能な鉛筆や消せるペンでの作成は不可です。

- ・申請書類の提出時は、**A4S型のフラットファイル（ピンク色）**に別表の「提出書類一覧表」の番号順に綴り、表紙及び背表紙に「令和7・8年度 競争入札参加資格審査願」及び「商号又は会社名」を明記して下さい。（ただし、様式第12号(チェックリスト)はファイルの先頭のページに綴ってください。）
- ・各種証明書等は、申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出してください。

7 資格審査

資格審査は、提出された競争入札参加資格審査願及び添付書類に基づいて競争入札参加者としての適格の有無について行います。

8 資格審査の結果の通知及び公表

資格審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者は競争入札参加資格者名簿に登載し、市ホームページへ公表することによって申請者への通知に代えるものとします。

公表は、市ホームページにおいて3月末を予定しています(同日までに決定しない場合は、延期することがあります)。

しかし、競争入札参加資格者と認められない者にはその旨通知します。

9 有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和9年3月31日までです。ただし、同日までに次期の資格者の決定がされないときは、その決定がされる日までとします。

10 変更届出

競争入札参加資格者名簿に登載された者で、申請内容に変更が生じたときは、入札参加資格審査願変更届出書にその事実を証する必要な書類を添付して、速やかに届け出て下さい。届け出が遅れると入札に参加できない場合があります。

変更届出の様式や添付書類等については、市ホームページへ掲載しています。

なお、変更の届出は、郵送による提出も可能とします。

※変更届出の掲載場所は、以下のとおりです。

豊見城市ホームページ⇒しごと・産業⇒入札・契約⇒入札参加資格⇒競争入札参加資格の変更届出について

11 競争入札参加資格の喪失及び停止

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格又はその一部を喪失、又は資格の停止とします。

- (1) 1に定める競争入札参加資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 競争入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

12 申請書類の受付証明が必要な場合

申請書類を受け付けたという証明が必要な方は、様式第4号「指名希望業種調書・受付書」の写しと住所及び宛名を記載した返信用の封筒に切手を貼り、申請時に提出ください。様式第4号「指名希望業種調書・受付書」の写しに、当課の受領印(受付印)を押印して返信いたします。

13 メールアドレスの記入について

指名希望業種調書・受付書（様式第4号）及びデータ申請において入札時における資料配布用のメールアドレス記入欄を設けております。メールによる資料配布を推進しておりますので速やかに確認・対応できるメールアドレスを記入されるようお願いいたします。

別表

提出書類等一覧表

番号	提出書類等	写しの可否	摘 要
0	測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者データ入力	－	https://logoform.jp/form/MfJx/442800 上記アドレスにて各項目入力すること。 <u>※データ申請後、郵送されるようお願いいたします。</u>
1	測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査願 (市様式：様式第2号)	不可	代表者印(印鑑証明書の印)を押印して下さい。
2	指名希望業種調書・受付書 (市様式：様式第4号)	可	※ 受付の控えを希望する者は、もう1枚をファイルに綴らずに用意して下さい。(返信用封筒必須)
3	業者カード (市様式：様式第5号)	可	市様式のものを提出。 ※市独自で確認を必要とする資格もありますので沖縄県様式を不可とします。
4	業者（事務所）登録証明書	可	許可行政機関で発行されたものを提出。 ※測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、建設コンサルタント登録証明書、地質調査業者登録証明書、補償コンサルタント登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、計量証明事業者登録証明書、土地家屋調査士登録証明書等。(登録有効期限に注意)
5	経営規模等総括表 (市様式：様式第6号)	可	市様式を提出。(沖縄県様式不可)
6	測量等実績調書 (市様式：様式第7号)	可	沖縄県内に本社(本店)を有する事業所のみ提出。 市様式又は沖縄県へ提出したものを提出。
7	技術職員有資格者名簿 (市様式：様式第8号)	可	市様式のものを提出。(資格者数が500人を超える場合は任意様式も可。) 記入例をもとに作成すること。 ※市独自で確認を必要とする資格もありますのでご注意ください。
8	技術者資格証明書	可	沖縄県内に本社(本店)を有する事業所のみ提出。 必ず技術職員有資格者名簿順に並べること。 証明書「〇級技術検定合格証明書・〇級建築士免許証・測量士登録通知書・耐震診断技術者認定証等」
9	現在事項全部証明書 (履歴事項全部証明書・登記簿謄本)	可	法人事業者のみ提出。 申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 → 法務局発行

10	印鑑証明書	可	法人事業者の場合は代表者印(会社実印)、個人事業者の場合は事業主印(実印)です。 申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 法人 → 法務局発行 個人 → 市町村発行
11	代表者の身分証明書	可	個人事業者のみ提出。 申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 → 代表者の本籍地の市町村にて発行
12	代表者の登記されていないことの証明書	可	個人事業者のみ提出。 申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 → 法務局にて発行
13	労働保険加入を確認できる証明書 又は理由書(市様式:様式第9号)	可	申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 → 沖縄労働局等において、労働保険証明書の交付は令和4年3月1日から廃止されています。 ※労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収書証でも可能です。 ※従業員を1人も雇用していないため適用が除外されている場合等、未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」を提出して下さい。
14	社会保険料納入確認書又は健康保険・厚生年金保険加入・納入証明書 又は理由書(市様式:様式第9号)	可	令和6年10月分(11月末支払分)まで、過去1年間を超える期間で未納がないことの証明書。 申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 → 年金事務所にて発行 個人事業者で従業員が4人以下のため適用事業者に該当していない場合、健康保険に未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」を提出して下さい。
15	営業証明書	可	本市に本社(本店)、支店又は営業所を有する事業者のみ提出。 申請日の前3カ月以内に本市税務課で発行されたものを提出して下さい。
16	事業所所在地位置図 (市様式:様式第11号)	可	本市に本社(本店)、支店又は営業所を有する事業者のみ提出。 ※豊見城市内事業所の地図の写し又は手書きの地図(目標等を書くなど、できるだけ詳しく作成する)
17	写真	可	本市に本社(本店)、支店又は営業所を有する事業者のみ提出。 ※豊見城市内事業所の外観・室内の写真(カラー)を各1枚程A4の白紙に貼付して下さい。(写真データをA4用紙に印刷したものでも鮮明であれば可)
18	委任状 (任意様式)	不可	支店又は営業所に契約等の委任を希望する事業者のみ提出。(原本)

19	市税の納税証明書（完納証明） （未納額がないことの証明書）	可	本市に本社（本店）、支店又は営業所を有する事業者のみ提出。 申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 ※支店又は営業所の課税を本社で申告している場合は、本社の納税証明書（完納証明）を提出して下さい。 → 豊見城市納税課にて発行
20	国民健康保険税の完納証明 （未納額がないことの証明書）	可	豊見城市在住の個人事業者（代表者分）のみ提出。 申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 → 豊見城市国保年金課にて発行 ※その他の医療保険等に参加している場合は、その保険証（カード等）の写しを提出してください。
21	県税の納税証明書（法人事業税又は個人事業税） （未納額がないことの証明書） ※直前1期分（1年分）	可	沖縄県内に本社（本店）、支店又は営業所を有する事業者のみ提出。 申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 法人：法人事業税 個人：個人事業税 → 沖縄県税事務所にて発行
22	国税の納税証明書 （未納税額がないことの証明書）	可	申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。 法人：法人税を含む納税証明書（その3の3） 個人：所得税を含む納税証明書（その3の2） → 税務署にて発行
23	個人情報に関する同意書 （市様式：様式第10号）	不可	代表者印を押印し、原本を提出。 法人事業者は会社実印、個人事業者は代表者実印を押印。
24	チェックリスト （市様式：様式第12号）	可	提出書類について添付や日付等の確認を行い✓マーク（不要なものは斜線）を記入して下さい。 ※ファイルの先頭ページに綴って下さい。

※ 提出書類等については、記入漏れ等の不備がないよう確認の上、提出して下さい。

※ 提出書類は、すべてA4サイズとし、規格外の書類は拡大縮小複写或いはA4の白紙に貼付して提出して下さい。

※ 証明書類等は、申請日の前3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。